

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画社会基本法 第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。 ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第2条の3第3項 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。 ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第6条第2項 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。 ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第8条第3項 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・男女共同参画基本法</p> <p>第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 <p>第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 <p>第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 男女共同参画基本法 <p>第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例・ 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例施行規則

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</p> <p>第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・日本語教育の推進に関する法律 地方公共団体の責務（第5条関係） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>